

# 募集期間

令和4年4月1日(金)  
～6月30日(木)必着

令和4年度

三重県保健師助産師看護師等修学資金

# 貸与者募集

## ■貸与額

民間立看護師等学校養成所	………	月36,000円
民間立看護師学校養成所(通信制)	………	月21,000円
民間立准看護師養成所	………	月21,000円
看護系大学	………	月50,000円
民間立助産師学校養成所	………	月70,000円

## ■返還免除条件

卒業年に当該養成課程の免許を取得し、直ちに引き続き三重県内の指定機関で一定の年数勤務することにより、貸与額全額の返還が免除されます。



## □お問い合わせ□

三重県医療保健部医療介護人材課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

☎059-224-2053

✉iryokai@pref.mie.lg.jp

まずは  
検索!

三重県看護修学資金

検索



# 三重県内で看護職員として働きませんか

三重県では、県内における看護師等の不足の解消に向けた取組の一環として、将来県内の医療機関等で看護職員として就業する意思のある方に対して、修学資金を貸与しています。

## 1 応募資格

将来、県内の医療機関等で看護職員として就業する意思があり、下記のいずれかに該当する方  
※就業義務を課す他の貸付金等を受けている又は受けようとする方を除く。

- (1)民間立の保健師学校養成所、看護師学校養成所、准看護師養成所に在学している方
- (2)看護系大学に在学している方(県内の看護系大学に在学している方は、県外出身者に限る)
- (3)民間立の助産師学校養成所に在学している方

## 2 貸与額

- (1)ー1民間立看護師等学校養成所……………月36,000円
- (1)ー2民間立看護師学校養成所(通信制) ……月21,000円
- (1)ー3民間立准看護師養成所……………月21,000円
- (2) 看護系大学……………月50,000円
- (3) 民間立助産師学校養成所……………月70,000円

## 3 返還猶予

卒業年に当該養成課程の免許を取得し、直ちに引き続き指定機関で看護職員の業務に従事していること

- (1)民間立看護師准看護師等学校養成所:県内の200床未満の病院、精神病床数が80%以上の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院など
- (2)看護系大学:県内の病院または診療所
- (3)民間立助産師学校養成所:県内で分べんを取り扱う病院、診療所または助産所  
※民間立助産師学校養成所で修学資金の貸与を受けた方は、助産師の業務に限る

## 4 返還免除

上記3の条件に該当し、返還の猶予を受けた方で指定機関で

- (1)(2)の方:貸与を受けた期間+1年
- (3)助産師養成所の方:貸与を受けた期間+2年

継続して看護職員の業務に従事したとき

(助産師養成所在学生で貸与を受けた方は助産師業務に限る)

